

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市国民健康保険運営協議会				
事務局 (担当課)		国民健康保険課 電話042-704-8909(直通)				
開催日時		平成29年8月24日(木) 16時15分～17時53分				
開催場所		ウェルネスさがみはらB館 2階 集団検診室				
出席者	委員	9人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	7人(保険高齢部長、他6人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	3人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開 会 2 議 題 (1) 諮問事項 相模原市国民健康保険財政健全化方針(案)について (2) その他 3 閉 会				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( 〃 は委員の発言、 〃 は事務局の発言 )

会議に先立ち、市長の代理として保険高齢部長から国民健康保険運営協議会会長へ諮問書が手渡された。

### 1 開 会

国民健康保険運営協議会会長より、定刻において出席委員数 9 名により、定足数である過半数を充足し、本会議が成立する旨報告がなされた。

また、傍聴希望者が 3 名いることが報告され、協議の結果、傍聴を認めることとなった。

### 2 議 題

#### ( 1 ) 諮問事項 相模原市国民健康保険財政健全化方針 ( 案 ) について

事務局より資料 1 から資料 4 に基づき、方針策定の背景、概要等について説明を行った。また、欠席委員 2 名からあらかじめ事務局に提出された本方針 ( 案 ) に対する意見を朗読した後、審議した。

#### 【欠席委員からの意見】

被保険者の負担の公平性と歳入の確保のため、滞納整理の取組みを推進し、収納率の向上にこれまで以上に取組む必要がある。

また、増え続ける医療費の抑制のため、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の向上、糖尿病等重症化予防の取組みなどデータヘルス計画に基づく効果的な保健事業を行い、より一層の歳出の削減に努め、国民健康保険財政の健全化を図る必要がある。

本方針 ( 案 ) については理解したが、高齢化等に伴い一人当たりの保険給付費は今後も増え続ける見込であること。また、決算補填等のために一般会計から多額の繰入れを行っていることなど、他市との比較も含め厳しい国保財政の状況を広く市民に周知することが必要と考える。

#### 【質疑・意見等】

レセプト点検の効果率とは何か。

保険者が審査支払機関を経由して送付されたレセプトについて、内容の点検を行い、その結果減額された額をレセプト請求に係る保険者負担額で除したもので、効果率が高ければ高いほど、医療費の適正化に大きく繋がっているということである。

収納率向上対策の推進に要する経費と財政効果の見込みについて、財政効果額が平成 29 年度に比べ平成 32 年度には倍になるとされているが、その

根拠について伺いたい。

収納率向上に向けた更なる取組みとして、口座振替の推進と納付勧奨業務の委託を行う。それにより収納率が高まり収納額が増える。そういう組み立てになっている。

現年度分の収納率の目標について、平成30年度から0.46パーセントずつ増えている。5年前から分かっていたら、分析して対策が立てられたのではないかと。収納率を1パーセントでも上げれば、収入は違うと思うので、市の努力は認めるが、積極的な取組みをお願いしたい。

前回の運営協議会でも申し上げたが、収納率が低い自治体は標準保険料率が高めに設定される。収納率を上げるということは、税負担の公平性や歳入確保だけでなく保険税率にも影響があることから、真剣に取り組んでいきたい。

徴収方式について、県内では保険料を採用している市町村と保険税を採用している市町村に分かれているが、都道府県単位化により統一されるのか。

今回の県の国民健康保険運営方針では、方針期間中は統一しないこととなっている。

第三者行為の求償事務について、保険会社や加害者に請求してどのくらい回収できているのか。

本市の第三者行為に係る被害届は、約60パーセントの提出がある。求償事務については国保連合会に委託しており、平成28年度の回収額は約8,000万円となっている。

国保の第三者行為求償事務については、全国的に本来回収すべきものが回収できていないということで、国の会計検査院から指摘を受けている状況であり、今後、国保連合会を中心として、神奈川県全体でさらに取組みが強化されていくものと思われる。

国民健康保険税は、市民がお支払いしたお金である。保険給付費を加害者が支払わないで、市民のお金から支払うというのは、市民感覚でおかしい。ぜひ厳密な審査をお願いしたい。

決算補填等を目的とした法定外繰入に係る削減目標について、県の国民健康保険運営方針（案）では、「今回の対象期間においては、削減目標を数値として定めない」としている。

しかし、先ほど事務局からこれを5年で解消すると説明があった。市の方針の期間の3年ではなく、なぜ5年としたのか根拠を伺いたい。

法定外繰入を3年で解消しようとする、被保険者の急激な負担増に繋がる恐れがあるため、5年で解消することとした。加えて、他の都道府県国保運営方針（案）における削減の目標年次等も参考とした。

本方針（案）に「所得200万円以下の世帯が全体の約66%を占めています」と記載がある。生活が厳しい世帯だと思われるが、こうした方々への配慮について伺いたい。

制度として、法律に基づくところでは、所得がある一定の金額以下の方について、その課税額を7割、5割及び2割減額するという軽減制度がある。加えて市では条例で減免制度というのを設けている。これは家族が病気になり、その方の医療費の所得の大部分を占めてしまう場合や、事業の不振などで前年に比べ所得が急激に減少された方について、減免する制度である。この条例による減免制度については、県内の各市町村で少しばらつきがあるが、市がこれまでやってきた減免制度は、この方針期間中はそのまま維持するという対応をさせていただきたい。

この法律による軽減制度は、自分で申請しなければならないのか。

自動的に判定をして、基準に該当すれば軽減後の額で課税される。

ただし、税の申告をされていない方は、所得の判定ができないので、課税の計算上は所得0として算定されるが、軽減は掛けられない。

諮問について、特に相反する意見はなかったが、各委員からの意見の中で特に重要と思われるものを附帯意見として、市への答申の作成は会長に一任された。

## (2)その他

今回の運営協議会は、11月中に開催予定とした。

最後に議事録の作成については、会長及び副会長に一任された。

以 上

## 国民健康保険運営協議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	古岩井 熱子		公募委員	出席
2	佐藤 昭子		公募委員	出席
3	白井 ひろみ		公募委員	出席
4	永田 晃		公募委員	出席
5	木内 哲也	一般社団法人相模原市医師会	保険医等代表	出席
6	陳 勁一	一般社団法人相模原市医師会	保険医等代表	欠席
7	野村 篤	公益社団法人 相模原市歯科医師会	保険医等代表	出席
8	大岡 元	公益社団法人相模原市薬剤師会	保険医等代表	欠席
9	会長 工藤 加鶴美	相模原商工会議所	公益代表	出席
10	中牟田 好江	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら	公益代表	出席
11	中山 光明	相模原市自治会連合会	公益代表	出席
12	副会長 原 裕子	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会	公益代表	欠席